

## 議案第9号

### 白岡市介護保険条例の一部を改正する条例

白岡市介護保険条例（平成12年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「29,500円」を「29,900円」に改め、同項第2号中「41,300円」を「45,100円」に改め、同項第3号中「44,200円」を「45,400円」に改め、同項第4号中「53,100円」を「59,300円」に改め、同項第5号中「59,000円」を「65,800円」に改め、同項第6号中「70,800円」を「79,000円」に改め、同項第7号中「79,600円」を「88,900円」に改め、同項第8号中「82,600円」を「92,200円」に改め、同項第9号中「94,400円」を「105,400円」に改め、同項第10号中「97,300円」を「108,700円」に改め、同項第11号中「103,200円」を「115,300円」に改め、同項第12号中「106,200円」を「118,600円」に改め、同項第13号中「109,100円」を「121,900円」に改め、同項第14号中「112,100円」を「125,100円」に改め、同項第15号中「115,000円」を「138,300円」に改め、同項第16号中「120,900円」を「144,900円」に改め、同項第17号中「126,800円」を「151,500円」に改め、同条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「17,700円」を「18,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「17,700円」を「18,700円」に、「26,500円」を「31,900円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「17,700円」を「18,700円」に、「41,300円」を「45,100円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11

号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

第9期介護保険事業計画における総給付費の見込額に基づき、次期介護保険料を見直すため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。